

〔商品説明書〕

年金受取型積立定期預金

(2013年1月4日現在)

商品名（愛称）	年金受取型積立定期預金（積立小町）
販売対象	● 個人限定
預入方法、金額	① 口座振替専用。毎月の掛込金額は5,000円以上1,000万円未満 これに加え、年間2回まで増額掛込も可能 ② 口座振替による掛け込みに加え、窓口・ATMで随時入金が可能 1回あたりの入金金額は1円以上1,000万円未満
預入単位	● 1円単位
預入期間	● 3年以上40年以内
据置期間	(1) 分割受取型 2か月以上5年以内 (2) 一括受取型 1か月以上5年以内
受取方法	● 分割受取型、一括受取型から選択
受取期間	● 分割受取型の場合、1年以上20年以内
受取サイクル	● 分割受取型の場合、1か月、2か月から選択
課税方法	● 20.315%の源泉分離課税 ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までに受取る利息については、復興特別所得税0.315%が追加課税され、20.315%の税金がかかります。 ● この預金はマル優のお取扱いはできません。
預入期限、受取開始日、受取サイクル、受取日の指定	(1) 「分割受取型」を選択した場合 この預金を最初に預入れるときは、預入期限、受取開始日、受取サイクル、受取日、受取期間を指定して下さい。なお、受取開始日と受取サイクルにより決定される次の期日を「年金元金計算日」といいます。 ①受取サイクルが1か月の場合…受取開始日の1か月前応当日 ②受取サイクルが2か月の場合…受取開始日の2か月前応当日 (2) 「一括受取型」を選択した場合 この預金を最初に預入れるときは、預入期限、受取日を指定して下さい。
預金の種類、期間、継続の方法、預金の支払等	(1) 「分割受取型」を選択した場合 この預金への預入れは、預入期限、受取開始日、受取サイクルに従って次のとおり取扱います。 a 新規作成日から年金元金計算日までの期間については次のとおり取扱います。 ①預入れ(後記②に規定する継続も含まれます。)のつど、預入日から年金元金計算日までの期間に応じて、次の各定期預金とします。

イ 年金元金計算日までの期間が5年超の場合……預入日の5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

ロ 年金元金計算日までの期間が5年以下の場合…年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

②前記①のイの預金は、満期日にその元利金額および満期日に口座振替による預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前記①に規定する定期預金として継続するものとします。

b 年金元金計算日においては、次のとおり取扱います。

①年金元金計算日から最終受取日まで5年超の場合

イ 受取サイクルが1か月の場合

(イ) 前記(1)の a の定期預金の元利金をこの通帳に記載されている受取回数で除した金額(1円単位)を元金とする預金金額が各々同一の自由金利型定期預金(M型)(以下「再預入定期預金(満期受取口)」といいます。)を60口、および前記(1)の a の定期預金の元利金から前記60口の再預入定期預金(満期受取口)の合計金額を差し引いた残りの金額で、自由金利型定期預金(M型)(以下「再預入定期預金(継続口)」といいます。)を1口作成し、この預金に預入れます。

なお、再預入定期預金(満期受取口)の満期日は年金元金計算日から5年後の応当日の前日までに到来する預入日の1か月ごとの応当日とします。

(ロ) 再預入定期預金(満期受取口)は、それぞれの満期日に元利合計額をあらかじめご指定の受取指定口座へ入金する方法で支払います。

(ハ) 再預入定期預金(継続口)は、その満期日にその元利金を残りの受取回数で除した金額(1円単位)を前記(イ)の順序に従い取扱います。ただし、残りの受取回数が60回以下の場合は、預入期間の短い順序に従い再預入定期預金(満期受取口)を作成します。

ロ 受取サイクルが2か月の場合

(イ) 前記(1)の a の定期預金の元利金をこの通帳に記載されている受取回数で除した金額(1円単位)を元金とする、預金金額が各々同一の自由金利型定期預金(M型)(以下「再預入定期預金(満期受取口)」といいます。)を30口、および前記(1)の a の定期預金の元利金から前記30口の再預入定期預金(満期受取口)の合計金額を差し引いた残りの金額で自由金利型定期預金(M型)(以下「再預入定期預金(継続口)」といいます。)を1口作成し、この預金に預入れます。なお、再預入定期預金(満期受取口)の満期日は年金元金計算日から5年後の応当日の前日までに到来する預入日の2か月ごとの応当日とします。

(ロ) 再預入定期預金(満期受取口)は、それぞれの満期日に元利合計額をあらかじめご指定の受取指定口座へ入金する方法で支払います。

(ハ) 再預入定期預金(継続口)は、その満期日にその元利金を残りの受取回数で除した金額(1円単位)を前記(イ)の順序に従い取扱います。ただ

	<p>し、残りの受取回数が30回以下の場合は、預入期間の短い順序に従い再預入定期預金(満期受取口)を作成します。</p> <p>②年金元金計算日から最終受取日まで5年以下の場合</p> <p>イ 受取サイクルが1か月の場合</p> <p>(イ) 前記①のイの(ハ)に準じて預入期間の短い順序に従い再預入定期預金(満期受取口)を作成します。</p> <p>(ロ) 再預入定期預金(満期受取口)は、それぞれの満期日に元利合計額をあらかじめご指定の受取指定口座へ入金する方法で支払います。</p> <p>ロ 受取サイクルが2か月の場合</p> <p>(イ) 前記①のロの(ハ)に準じて預入期間の短い順序に従い再預入定期預金(満期受取口)を作成します。</p> <p>(ロ) 再預入定期預金(満期受取口)は、それぞれの満期日に元利合計額をあらかじめご指定の受取指定口座へ入金する方法で支払います。</p> <p>(2)「一括受取型」を選択した場合</p> <p>a 新規作成日から受取日までの期間について次のとおり取扱います。</p> <p>①預入れ(後記②に規定する継続も含みます。)のつど、預入日から受取日までの期間に応じて、次の各定期預金とします。</p> <p>イ 受取日までの期間が5年超の場合…預入日の5年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)</p> <p>ロ 年金元金計算日までの期間が5年以下の場合…受取日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)</p> <p>②の前記①のイの預金は、満期日にその元利金額および満期日に口座振替による預入れがある場合は、これを合算した金額をもって、前記①に規定する定期預金として継続するものとします。</p> <p>b 受取日にあらかじめご指定の受取指定口座に一括入金する方法で支払います。</p>
<p>利息 (適用金利、計算方法、利払方法他)</p>	<p>● この預金の利息は、預入金額(継続したときは継続後の預金金額)ごとに、その預入日(継続したときは継続日)から満期日の前日までの日数について、次の預入期間ごとに応じた利率・計算方法によって計算します。</p> <p>①預入期間1か月以上3年未満の場合</p> <p>預入金額ごとにその預入日(継続したときは継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について預入日現在(継続したときは継続日)におけるそれぞれの金額、期間に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示利率に0.1%上乗せした利率により、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で単利の方法で計算のうえ満期日に元利金をお支払いします。</p> <p>②預入期間3年以上の場合</p> <p>預入金額ごとにその預入日(継続したときは継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について預入日現在(継続したときはその継続日)におけるそれぞれの金額、期間に応じた自由金利型定期預金(M型)の店頭表示利率に0.1%上乗せした利率により、付利</p>

	単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとの複利の方法で計算のうえ満期日に元利金をお支払いします。
期限前解約時の取扱い	● 別表をご参照ください。
利率情報の入手方法	● 利率は窓口でお問い合わせください。
預金保険制度	● 預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。 ※ 預金保険制度について、くわしくは「預金保険制度」のパンフレットをご参照ください。
その他参考となる事項	● 一部支払いはお取り扱いできません。 ● 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

当行の指定紛争解決機関[※]：一般社団法人全国銀行協会

〔連絡先〕 全国銀行協会相談室

〔住所〕 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

〔電話番号〕 0570-017109 または 03-5252-3772

(注) 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）、受付時間：午前9時～午後5時

※ 〈指定紛争解決機関〉

- 指定紛争解決機関（一般社団法人全国銀行協会）は、銀行取引に関するトラブルについて中立・公平な立場で解決のための取組みを行います。
- 一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

〈全国銀行協会相談室のご案内〉

- 全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。
- ご相談・ご照会等は無料です。くわしくは、一般社団法人全国銀行協会ホームページをご参照ください。

<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>

別表：期限前解約時の取扱い（年金受取型積立定期預金）

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の約定期間および預入期間に応じた利率（小数点第4位以下切捨て）によって計算します。ただし、次の方法により計算した利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は、解約日における普通預金の利率により計算します。

① 約定期間が1か月以上3年未満の場合

預入していた期間	期限前解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上 1年未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 50\%$
1年以上 1年6か月未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 70\%$

② 約定期間が3年以上4年未満の場合

預入していた期間	期限前解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上 1年未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 40\%$
1年以上 1年6か月未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 50\%$
1年6か月以上 2年未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 60\%$
2年以上 2年6か月未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 70\%$
2年6か月以上 3年未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 90\%$

③ 約定期間が4年以上5年未満の場合

預入していた期間	期限前解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上 1年未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 10\%$
1年以上 1年6か月未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 20\%$
1年6か月以上 2年未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 30\%$
2年以上 2年6か月未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 40\%$
2年6か月以上 3年未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 40\%$
3年以上5年未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 70\%$

④ 約定期間が5年の場合

預入していた期間	期限前解約利率
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上 1年未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 10\%$
1年以上 1年6か月未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 20\%$
1年6か月以上 2年未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 20\%$
2年以上 2年6か月未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 30\%$
2年6か月以上 3年未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 30\%$
3年以上4年未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 50\%$
4年以上5年未満	$(\text{約定利率} - 0.1\%) \times 70\%$